**一般社団法人　山口県診療放射線技師会定款**

平成24年 4月 1日制定

平成29年 5月14日改正

第１章　総則

【名　称】

第１条　この法人は、一般社団法人山口県診療放射線技師会と称する。

【事務所】

第２条　この法人は、主たる事務所を山口県山口市吉敷下東三丁目１番１号に置く。

第２章　目的及び事業

【目　的】

第３条　この法人は、会員の職業倫理を高めるとともに診療放射線学の研究やその知識の向上を図ることによって、県民の健康維持発展に寄与することを目的とする。

【事　業】

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）県民への診療放射線の知識の啓発

（２）診療放射線学を向上させるための研究、調査

（３）診療放射線学の知識を向上させるための講習等の実施

（４）前条の趣旨を目的とした図書印刷物の刊行

（５）会員の職業倫理を高める事業

（６）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２．前項の事業は、山口県において行うものとする。

第３章　会員

【法人の構成員】

第５条　この法人に次の会員を置く。

（１）会員　この法人の目的に賛同して入会した診療放射線技師

（２）名誉会員　特に功績のあった会員のうち、理事会の推薦に基づき総会において承認されたもの

２．前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

【会員の資格の取得】

第６条　この法人の会員になろうとする者は、所定の事項を記入した入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

【経費の負担】

第７条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は決められた期日までに、総会において、別に定める額の入会金及び会費を支払う義務を負う。

【任意退会】

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが　できる。

【除名】

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（１）この定款その他の規則に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

【会員資格の喪失】

第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。

（２）総会員が同意したとき。

（３）当該会員が死亡したとき、又はこの法人が解散したとき。

【会員の資格喪失に伴う権利及び義務】

第１１条　会員は、前３条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

【会費の不返還】

第１２条　既納の会費は、過払い及び二重払いの場合を除き返還しない。

第４章　総会

【構成】

第１３条　総会は、すべての会員をもって構成する。

２．前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

【権限】

第１４条　総会は、次の事項について決議する。

（１）会員の除名

　　　（２）理事及び監事の選任又は解任

　　　（３）理事及び監事の報酬等の額

　　　（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

　　　（５）定款の変更

　　　（６）解散及び残余財産の処分

（７）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【開催】

第１５条　総会は、定時総会として毎年度５月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

【招集】

第１６条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２．総会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を示して、総会の招集を請求することができる。

【議長】

第１７条　総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

【議決権】

第１８条　総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

【決議】

第１９条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

２．前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）会員の除名

　　　（２）監事の解任

　　　（３）定款の変更

　　　（４）解散

　　　（５）その他法令で定められた事項

３．理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２２条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【書面議決等】

第２０条　当該総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

【議事録】

第２１条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２．議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役員

【役員の設置】

第２２条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　１９名以上２１名以内

（２）監事　１名以上２名以内

２．理事のうち１名を会長、２名を副会長、６名以内を常任理事とする。

３．前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副会長及び常任理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

【役員の選任】

第２３条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２．会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長、副会長及び常任理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

【理事の職務及び権限】

第２４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２．会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

　　　３．会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

　　　４．理事及び監事は相互に兼ねることができない。

　　　５．理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。

【監事の職務及び権限】

第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２．監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【役員の任期】

第２６条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

　　　　なお、会長にあっては、前任者の残存期間を含め通算して５期を超えることはできない。

　　　２．監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

　　　３．補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

　　　４．理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員の解任】

第２７条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

【役員の報酬等】

第２８条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

【名誉顧問及び顧問】

第２９条　この法人に、任意の機関として、名誉顧問及び顧問を若干名置くことができる。

２．名誉顧問及び顧問は、重要な会務について会長の諮問に答える。

　　　３．名誉顧問及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

　　　４．名誉顧問及び顧問の任期は、2年とする。

　　　５．名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。

第６章　理事会

【構成】

第３０条　この法人に理事会を置く。

　　　２．理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権限】

第３１条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

【招集】

第３２条　理事会は、会長が招集する。

２．会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

【決議】

第３３条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

　　　２．前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が、書面または電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

【議事録】

第３４条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２．出席した会長及び監事、その会議において選任された議事録署名人２名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　常任理事会

【構成】

第３５条　この法人に常任理事会を置く。

　　　２．常任理事会は、会長、すべての副会長及びすべての常任理事をもって構成する。

【権限】

第３６条　常任理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の年間事業計画案、予算案、決算案等を策定し、理事会に提出すること。

（２）この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。

【招集】

第３７条　常任理事会は、会長が招集する。

２．会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長又は各常任理事が常任理事会を招集する。

【決議】

第３８条　常任理事会の決議は、構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【議事録】

第３９条　常任理事会の議事については、議事録を作成する。

２．出席した会長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上は、前項の議事録に記名押印する。

【委任】

第４０条　常任理事会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第８章　資産及び会計

【事業年度】

第４１条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第４２条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２．前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

【事業報告及び決算】

第４３条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

　　　（２）事業報告の附属明細書

　　　（３）公益目的支出計画実施報告書

　　　（４）貸借対照表

　　　（５）損益計算書（正味財産増減計算書）

　　　（６）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２．前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第５号の書類については、定時総会に提出し、第１号及び第３号の書類についてはその内容を報告し、第４号及び第５号の書類については承認を受けなければならない。

　　　３．第1項の書類のほか、監査報告及び定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第９章　定款の変更及び解散

【定款の変更】

第４４条　この定款は、第１９条第２項の総会の決議によって変更することができる。

【解散】

第４５条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【残余財産の帰属】

第４６条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

　　　２．この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第１０章　公告の方法

【公告の方法】

第４７条　この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附　　則

１．この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２．この法人の最初の会長は山内秀一とする。

３．一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第４１条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

４．この定款は、平成29年5月14日に改正、施行する